日本卸電力取引所の業務規程の変更認可について

(趣旨)

令和4年4月1日から施行された改正後再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下、「改正再エネ特措法」)に基づいて非化石価値取引における費用負担調整業務(納付金・交付金業務等)及び入札業務が低炭素投資促進機構(以下「調整機関」)から電力広域的運営推進機関(以下「推進機関」)へ移管された。

現在日本卸電力取引所の非化石価値取引規程において、上記業務は調整機関において実施されるものと規定されているため、同法改正に伴い規定の変更を行う必要がある。

ついては、業務規程変更認可について審査基準に基づきご審議いただきたい。

主なポイント

○ 日本卸電力取引所の業務規程変更認可申請に係る審査について

日本卸電力取引所は、経済産業大臣より卸電力取引所として指定を受けたことを受け、電気事業法第99条第1項後段の規程により、業務規程の変更を行う場合には、経済産業大臣の認可を取得することとされている。

令和4年4月1日から施行された改正再エネ特措法により、指定された費用負担 調整機関が調整業務を行う旨の規定が削除され、当該業務は広域的運営推進機関が 担うことになった。これに基づき、非化石価値取引における費用負担調整業務(納 付金・交付金業務等)及び入札業務が調整機関から推進機関へ移管された。

現在、日本卸電力取引所業務規程の一部分をなす日本卸電力取引所非化石価値取引規程において、上記業務は調整機関において実施されるものと規定されているため、同法改正に伴い、上記業務を推進機関で行うこととする旨の規定変更を行う必要がある。

このため、令和4年5月31日に日本卸電力取引所から経済産業大臣に対し、業務規程変更認可申請が行われ、電気事業法第66条の11第1項第5号の規定に基づき、令和4年7月4日付けで経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会へ意見聴取が行われたところ。

業務規程の変更(非化石価値取引規程の改定)については、改正再エネ特措法施行との整合性に鑑みて規定を変更するものであり、変更後の業務規程は業務を適正かつ確実に実施する上で適当なものと考えられる(電気事業法施行規則第132条の7)。

審査結果を踏まえ、当委員会として経済産業大臣が本申請に係る認可をすること に異存がない旨、経済産業大臣に回答することとしたい。

業務規程の主な変更点について

具体的な規程の主な変更内容は以下のとおり。

<非化石価値規程変更前>

(取引の実施方法)

第9条 本取引所が仲介を行う本取引は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)第55条第1項に規定する費用負担調整機関(以下「調整機関」という。)と取引参加者間または取引参加者相互間に成立するものとする。また、取引の当事者となる取引会員に対して、相手方当事者は匿名とされ、取引の対象となる非化石証書の受け渡し、対価の授受およびその他取引の実施に関する事項については本取引所が当該取引の当事者間の仲介を行う。

<非化石価値規程変更後>

(取引の実施方法)

第9条 本取引所が仲介を行う本取引は、電気事業法第28条の4に規定する広域的運営推進機関(以下「推進機関」という。)と取引参加者間または取引参加者相互間に成立するものとする。また、取引の当事者となる取引参加者に対して、相手方当事者は匿名とされ、取引の対象となる非化石証書の受け渡し、対価の授受およびその他取引の実施に関する事項については本取引所が当該取引の当事者間の仲介を行う。

(入札方法等)

第14条

4. 本取引所は、調整機関が認定した再生可能エネルギー電気の量(再エネ特措法第9条第3項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて発電された再生可能エネルギー電気の量をいう。(同法第29条第1項の規定により決定した交付金の額の算定の基礎となるものに限る。))を調整機関より書面又は電子メールにて通知を受けた当該再生可能エネルギー電気の量の全量に相当する非化石証書を売り可能量として、非化石価値取引システムに入札する。

(入札方法等)

第14条

4. 本取引所は、推進機関が認定した再生可能エネルギー電気の量(再エネ特措法第9条第4項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて発電された再生可能エネルギー電気の量をいう。(同法第15条の3の規定により決定した調整交付金の額の算定の基礎となるものに限る。))を推進機関より書面又は電子メールにて通知を受けた当該再生可能エネルギー電気の量の全量に相当する非化石証書を売り可能量として、非化石価値取引システムに入札する。

審査基準への適合性について

- 今般の業務規程の改正は、**再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の改正**により非化石価値取引にお ける費用負担調整業務及び入札業務の実施主体が変更となることに伴うもの。
- 上記の改正については、電気事業法施行規則第132条の7において規定される業務規程の認可基準である、卸電力取引所 の「業務を適正かつ確実に実施する上で適当なもの」に適合すると考えられるため、経済産業大臣からの意見照会について、 問題ない旨回答することとしたい。

業務規程の必要的記載事項 (施行規則132条の6)	審査が必要な項目	審査結果
市場開設業務を行う時間及び休日に関する事項		
市場開設業務を行う事務所の所在地		
売買取引を行うことができる者の資格及びその審査の方法に関する事項		
卸電力取引市場の種類に関する事項		
売買取引の方法に関する事項	V	非化石価値取引における費用負担調整業務及び 入札業務の実施主体を法令改正に伴い変更
売買取引の決済に関する事項	V	同上
売買取引の手数料に関する事項 債務の履行を担保するために預託する金銭を徴収する場合には、当該金銭の徴収及びその管理の 方法に関する事項・翌日市場において地域ごとに取引価格を算定する方法に関する事項 翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入及びその決済に要する費用の管理に関する 事項 売買取引において、不正な行為が行われ、又は不当な価格が形成されている場合における当該売買 取引の制限その他の売買取引の公正を確保するために必要な措置に関する事項 市場開設業務の実施体制に関する事項		
卸電力取引市場の監視の方法に関する事項		
取引参加者に対する処分に関する事項		
売買取引の実施方法に関する取引参加者からの助言又は意見の聴取に関する事項		
前各号に掲げるもののほか、市場開設業務の実施に関し必要な事項		3

○電気事業法 (関係部分のみ抜粋)

(委員会の意見の聴取)

- 第66条の11 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。
- 五 第10条第1項若しくは第2項(これらの規定を第27条の12及び第27条の12の13において準用する場合を含む。)、第14条第2項(第27条の12及び第27条の12の13において準用する場合を含む。)、第18条第1項若しくは第2項ただし書、第22条の2第1項ただし書(第27条の12の13において準用する場合を含む。)、第27条の11の2第1項ただし書、第28条の14第1項、第28条の41第3項、第28条の46第1項、第28条の49、第28条の52第1項若しくは第6項、<u>第99条第1項</u>又は第99条の7第1項の認可をしようとするとき。

(業務規程の認可)

- 第99条 卸電力取引所は、市場開設業務を行うときは、当該業務の開始前に、業務規程を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。<u>これを変更しようとするときも、同様</u>とする。
- 2 経済産業大臣は、前項の認可をした業務規程が市場開設業務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
- 3 業務規程に記載すべき事項及び第一項の認可の基準については、経済産業省令で定める。

○電気事業法施行規則(関係部分のみ抜粋)

(業務規程の記載事項)

- 第132条の6 法第99条第3項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 市場開設業務を行う時間及び休日(当該時間及び休日が翌日市場、一時間前市場、翌々日以降の特定の時間帯に受け渡される電気を対象として取引する市場その他卸電力取引所において開設される市場ごとに異なる場合にあっては、当該市場ごとの時間及び休日)に関する事項
- 二 市場開設業務を行う事務所の所在地
- 三 売買取引を行うことができる者の資格及びその審査の方法に関する事項
- 四 卸電力取引市場の種類に関する事項
- 五 売買取引の方法(当該方法が翌日市場、一時間前市場、翌々日以降の特定の時間帯に受け渡される電気を対象として取引する市場その他卸電力取引所において開設される市場ごとに 異なる場合にあっては、当該市場ごとの方法)に関する事項
- 六 売買取引の決済に関する事項
- 七 売買取引の手数料に関する事項
- 八 債務の履行を担保するために預託する金銭を徴収する場合には、当該金銭の徴収及びその 管理の方法に関する事項
- 八の二 翌日市場において地域ごとに取引価格を算定する方法に関する事項
- 九 翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入及びその決済に要する費用の管理 に関する事項
- 十 売買取引において、不正な行為が行われ、又は不当な価格が形成されている場合における 当該売買取引の制限その他の売買取引の公正を確保するために必要な措置に関する事項
- 十一 市場開設業務の実施体制に関する事項
- 十二 卸電力取引市場の監視の方法に関する事項
- 十三 取引参加者に対する処分に関する事項
- 十四 売買取引の実施方法に関する取引参加者からの助言又は意見の聴取に関する事項
- 十五 前各号に掲げるもののほか、市場開設業務の実施に関し必要な事項

(業務規程の認可の基準)

第132条の7 法第99条第3項の認可の基準は、法第98条第1項第1号及び第2号に掲げる業務を適正かつ確実に実施する上で適当なものであることとする。

○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(関係部分のみ抜粋)

- (63) 第99条第1項の規定による卸電力取引所の業務規程の認可及び変更の認可 第99条第1項の規定による卸電力取引所の業務規程の認可及び変更の認可に係る審査基 準については、業務規程が、次のとおり定められ、かつ、その内容が同条第3項に基づき施行 規則第132条の7に適合することとする。
- ① 施行規則第132条の6第1号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
 - イ 翌日市場及び一時間前市場のうち、少なくとも入札受付及び約定処理については、原則 として年間を通じて全ての時間帯で業務を実施すること。
 - ロ イに規定する業務以外の市場開設業務を行う時間及び休日について規定していること。
 - ハ 市場開設業務について臨時休業を行う場合には、その基準を示していること。
- ② 施行規則第132条の6第2号に掲げる事項として、少なくとも市場開設業務を行う事務所の所在地が規定されていること。
- ③ 施行規則第132条の6第3号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
 - イ 資力信用を有するなどの一定の客観的要件を満たす場合には、次に掲げる場合も含め、 原則として全ての電気事業者の参加を認めていること。
 - (i)発電事業者が卸売を行うために卸電力取引所で電力を購入する場合
 - (ii) 小売電気事業者が余剰電力を卸電力取引所で売却する場合
 - ロ 電気事業者以外の者について、資力信用を有するなど一定の客観的要件を満たす場合に は、少なくとも次に掲げる者について参加を認めていること。
 - (i) 発電設備の維持及び運用を行っている者
 - (ii) 小規模な電気事業者などから委託を受けて取引を行う者
 - ハ 少なくとも次に掲げる者について、客観的要件により排除していること。
 - (i) 純資産額が乏しいことその他の理由により、資力が無いと認められる者
 - (ii) 破産者で復権を得ないこと、関係法令への重大な違反を行ったこと、役員に暴力団員等が存在すること、暴力団員等が事業活動を支配していることその他の理由により、信用がないと認められる者
 - 二 取引参加資格の判断に際して、恣意性を排除した審査を行う仕組みが確保されていること。
- ④ 施行規則第132条の6第4号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
 - イ 少なくとも次に掲げる市場を開設する旨を定めていること。
 - (i)翌日市場
 - (ii) 一時間前市場
 - (iii)翌々日以降の特定の時間帯に受け渡される電気を対象として取引する市場
 - ロ 翌日市場については、実需給の前日に取引が可能であること。
 - ハ 一時間前市場については、年間を通じて、翌日市場の閉鎖後の特定時点から実需給の1時間前時点までの間に取引が可能であること。
- ⑤ 施行規則第132条の6第5号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
 - <u>イ 売買取引の方法として、少なくとも次に掲げる内容を定めていること。</u>

- (i)買い及び売りの注文方法
- (ii) 約定方法(連系線の容量に制約がある場合の取扱いを含む。)
- (iii) 約定結果の通知方法
- (iv) 電気の受渡しの方法、受渡しに必要な費用の分担方法及びその計量方法
- (v) 売買代金の支払方法、支払時期及び支払に必要な費用の分担方法
- (vi) 売買代金の支払が不履行となった場合の取扱い
- (vii) 災害発生時等、通常の売買取引が困難な場合の取扱い
- ロ 翌日市場及び一時間前市場について、次に掲げる約定方法を用いていること。
- (i) 翌日市場 ブラインドシングルプライスオークション
- (ii) 一時間前市場 随時取引が可能な取引方法 (ザラバ取引)
- ハ 卸電力取引所で約定された電力は、一般送配電事業者が管理する送配電網を通じて受け 渡されること。
- 二 翌日市場及び一時間前市場については、取引の約定条件として、広域的運営推進機関に対して送電可否判定を依頼し、連系線の送電確認を行うこととしていること。
- ホ 受渡しに関して定めている事項が、広域的運営推進機関が定める関係規程や一般送配電 事業者が定める託送供給等約款の内容と整合していること。
- <u>⑥</u> 施行規則第132条の6第6号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準 に適合していること。
 - イ 決済対象及び決済日が明記されていること。
 - ロ 翌日市場及び一時間前市場については、取引参加者の間で直接資金決済を行うのではな く、卸電力取引所が取引参加者間の売買取引を整理(ネッティング処理)した上で、売買 代金を求償することとしていること。
- ⑦ 施行規則第132条の6第7号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
 - イ 取引参加者から売買手数料や会費等を徴収する場合には、金額の定め方及びその徴収方 法について明確な定めが置かれていること。
 - ロ 徴収する金額の定め方及びその徴収方法が特定の者を有利に扱い、又は不利に扱うものとなっていないこと。
- ⑧ 施行規則第132条の6第8号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準 に適合していること。
 - イ 翌日市場及び一時間前市場については、代金支払が不履行となった場合に備えて、清算 預託金を預かる制度が採用されていること。
 - ロ 取引参加者から清算預託金を徴収する場合には、少なくとも次に掲げる内容を定めていること。
 - (i)清算預託金の算定方法
 - (ii) 清算預託金の徴収方法
 - (iii) 清算預託金の保全の方法及び運用益の取扱い
 - (iv) 清算預託金の払い戻し方法
 - ハ 清算預託金の必要額が市場の流動性の確保を妨げるものとなっていないこと。
- ⑨ 施行規則第132条の6第8号の2に掲げる事項として、少なくとも翌日市場において地域ごとに取引価格を算定する方法について定められていること。
- ⑩ 施行規則第132条の6第9号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準 に適合していること。
 - イ 翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入及びその決済に要する費用について、卸電力取引所の資産から実質的に区別して管理されていること。
 - ロ 翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入からその決済に要する費用を控除した金額の納付について定められていること。
- ① 施行規則第132条の6第10号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

- イ いかなる行為が不正な取引に該当するかを定め、取引参加者に対するルールにおいて、 これを明示的に禁止していること。
- ロ 不正な取引として、少なくとも次の項目を定めていること。
- (i) 電気の実物取引を目的としない取引をすること
- (ii) 仮装の取引をする、又は偽って自己の名を用いないで取引をすること
- (iii) 他者と通謀の上、当該他者との取引を成立させることを意図した取引の申込みをすること
- (iv) 単独で又は他人と共同して、取引が繁盛であると誤解させるような取引や相場を変動させるような取引をすること
- (v) 市場相場が自己や他人の操作によって変動する旨を流布すること
- (vi) インバランス料金を変動させることを目的に、約定を見込まない取引を行うこと
- (vii) 相対取引や電力先物市場など卸電力取引所外の電力に関連した取引において利益を得る目的で、卸電力取引所の市場の相場を変動させるような取引を行うこと
- (viii) 公表前の発電所の事故情報など、卸電力取引所の価格形成に影響に及ぼすインサイダー情報に基づく取引を行うこと
- ハ いかなる場合に不当な価格形成に該当する可能性があるかについて定めていること。また、不当な価格形成に該当する可能性がある場合として、少なくとも次の項目を定めていること。
 - (i) 市場における需給関係では正当化できない水準の価格が形成されている場合
- (ii) 一般的な発電原価から上方又は下方に著しく乖離した市場価格が形成されている場合 ニ 不正な取引を防止するため、取引参加者に対するルールの周知や教育を行うこととして いること。
- ② 施行規則第132条の6第11号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
 - イ 市場開設業務を実施するに足りる十分な組織体制が整備されていること。
 - ロ 職員の監視体制が整備されていること。
 - ハ 売買取引の数量の拡大及び適正な価格形成を図るための企画、調査及び提言を行う体制 が整備されていること。
- ⑩ 施行規則第132条の6第12号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
 - イ 卸電力取引市場の監視を行う体制が整備されていること。特に、第三者委員会における 審議や処分に対する不服申立制度が整備されていることなど、卸電力市場の監視結果につ いての判断や処分が公正・中立になされることを担保する仕組みを有していること。
 - ロ 取引参加者の行為が、不当な行為及び不当な価格形成に該当するおそれがある場合には、 必要に応じて、取引参加者に対する調査を行うこととされていること。
 - ハ 不当な行為及び不当な価格形成に該当すると認めたときは、業務規程その他の取引関連 規定に基づき、取引参加者に対して必要な処分を行うこととされていること。
 - ニ ハの措置を講じたときは、速やかにその旨を資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視 等委員会へ報告することとしていること。
- ⑭ 施行規則第132条の6第13号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
 - イ 取引参加者が関係法令、業務規程その他卸電力取引所が定める規定に違反する行為を行った場合の処分内容が具体的に明記されていること。
 - ロ 卸電力取引所が実施する調査に対する取引参加者の協力に関する記載を設けていること。 また、当該調査に対する協力が得られなかった場合の措置について定められていること。
- ⑤ 施行規則第132条の6第14号に掲げる事項として、少なくとも取引参加者が利用しやすい市場運営が行われるように、取引ルールや取引制度の変更について、取引参加者の意見を聴き、必要に応じて反映させる仕組みを有していること。

経済産業省

20220●●電委第●号 令 和 4 年 ● 月 ● 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

卸電力取引所の業務規程の変更の認可について (回答)

令和4年7月4日付け20220601資第4号により、貴職から当委員会に意見を求められた卸電力取引所の業務規程の変更の認可については、認可することに異存はありません。

経済産業省

20220601資第4号 令和4年7月4日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

卸電力取引所の業務規程の変更の認可について

電気事業法(昭和39年法律第170号)第66条の11第1項第5号の規定により、別添の申請に係る同法第99条第1項の規定による卸電力取引所の業務規程の変更の認可について、貴委員会の意見を求めます。

業務規程変更認可申請書

令和4年5月31日

経済産業大臣 萩生田光一 殿

申請者の住所 東京都港区芝浦一丁目7番14号 申請者の名称 一般社団法人日本知霊力取引所

代表者の氏名 理事長 村上

電気事業法第99条第1項後段の規定により、下記のとおり業務規程の変更の 認可を受けたいので申請します。

記

- 1. 変更の内容 非化石価値取引規程の改定
- 2. 変更の理由
 - ・ 令和4年4月1日施行の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関す る特別措置法に合わせ、非化石価値取引市場について見直しを行うも 0

以上



一般社団法人日本卸電力取引所 非化石価値取引規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本卸電力取引所(以下「本取引所」という。)の運営する非化石価値取引市場(以下「本市場」という。)における取引に関する事項等について定める。

(取引対象)

第2条 本市場で取引する対象は、非化石エネルギー源(エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年法律第72号。以下「高度化法」という。)第2条第2項に規定する非化石エネルギー源をいう。)に由来する電気の非化石電源としての価値を取引可能にするための、当該価値を有することを証する非化石証書とする。

(休業日・営業日および営業時間)

- 第3条 本市場の営業は、平日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、12月29日、12月30日、12月31日を除く日)の午前9時から午後5時とする。
 - 2. 本取引所は、必要があると認めるときは、臨時の休業日を定めることができる。
 - 3. 前項の場合には、本取引所は予めその旨を取引参加者に通知する。

(単位等)

- 第4条 本市場における計算の単位は次の各号のとおりとする。
 - (1) 代金その他を計算する場合の金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てる。
 - (2) 単価等の単位は 0.01 円とし、その端数は四捨五入する。

(取引資格)

- 第5条 本市場における取引は、本取引所非化石価値取引会員規程に規定する非化石価値取引会員でなければ行うことができない。
 - 2. 一般社団法人日本卸電力取引所取引会員規程は、非化石価値取引会員には適用しない。

(金員の移動)

第6条 本取引所は、本取引所と取引参加者の間に生じる本規程に基づく債権・債務に係る金員の移動については、本取引所の取引会員となっている者は、本取引所取引規程第3章に定める金員の移動にあわせて行う。本取引所の取引会員となっていない者は、本取引所取引規程第3章に定める金員の移動に準じて行う。

(システム売買方式による取引等)

- 第7条 本市場の取引は、本取引所が用意するコンピュータシステム(以下「非化石価値取引システム」という。) を通じて行うものとする。なお、取引参加者が非化石価値取引システムを利用するために必要となる機 材等については、取引参加者の責任と負担において用意するものとする。
 - 2. 取引参加者は、本取引所が定める操作方法に従い、非化石価値取引システムを操作しなければならない。
 - 3. 取引参加者は、非化石価値取引システムの操作を通じて、本取引所の円滑な業務執行を妨げてはならない。
 - 4. 取引参加者は、当該取引参加者名によって非化石価値取引システムを通じて行われた取引について、一切の責めを負う。
 - 5. 非化石価値取引システムの稼働時間は、第3条に定める営業日の午前6時から午後8時までとする。



- 6. 本取引所は、やむを得ないと認める場合、前項のシステム稼働時間を変更することができる。この場合、本取引所は速やかに取引参加者に変更後のシステム稼働時間を通知する。
- 7. 本取引所は、必要があると認めるときは、非化石価値取引システムを臨時に停止する、または休止することができる。

(禁止行為等)

第8条 取引参加者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 単独または他人と共同して、取引が繁盛であると誤解させるような取引や、相場を変動させる取引
- (2) 相場が自己や他人の操作によって変動する旨の流布
- (3) 非化石証書およびその関係書式等(トラッキング付き非化石証書を含む)の自らの利用および販売先における利用において、経済産業省の審議会報告等および関係書式の発行機関の利用ガイド等において禁止されている行為
- (4) 本取引所を通じて購入した第10条第1項第1号に指定するFIT非化石証書以外の証書を他社に販売する行為
- (5) 本取引所を通じて購入した同号に指定するFIT非化石証書を法人以外に販売する行為
- (6) 前各号に掲げる取引のほか、本取引所が別途定める禁止行為に該当する取引
- 2. 取引参加者が委託に基づく取引を行う場合は、委託元に誠実に取引の制度や状況等を説明しなければならない。また、非化石価値を他社に販売する場合、かかる費用等について誠実に説明しなければならない。

(取引の実施方法)

第9条 本取引所が仲介を行う本取引は、電気事業法第28条の4に規定する広域的運営推進機関(以下「推進機関」という。)と取引参加者間または取引参加者相互間に成立するものとする。また、取引の当事者となる取引参加者に対して、相手方当事者は匿名とされ、取引の対象となる非化石証書の受け渡し、対価の授受およびその他取引の実施に関する事項については本取引所が当該取引の当事者間の仲介を行う。

(商品)

第10条 本市場では、次の各号に定める非化石証書を商品として取り扱う。

- (1) FIT 非化石証書(毎年1月から12月までの間に非化石電源(非化石エネルギー源を利用する電源をいう。以下同じ。)から発電された電気のうち、非化石電源としての価値を有する電気として推進機関が認定したものの量に係る非化石証書をいう。以下同じ。)
- (2) 非 FIT 再工ネ指定非化石証書(毎年1月から12月までの間に再生可能エネルギー源(高度化法第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源をいう。以下同じ。)を利用する電源から発電された電気のうち、取引会員等が再生可能エネルギー由来であることを指定したものであって非化石電源としての価値を有する電気として経済産業省が認定したものの量に係る非化石証書をいう。以下同じ。)
- (3) 非 FIT 再工ネ指定なし非化石証書(毎年1月から12月までの間に再生可能エネルギー源を利用する電源から発電された電気のうち、取引会員等が再生可能エネルギー由来であることを指定しなかったものであって非化石電源としての価値を有する電気として経済産業省が認定したものの量に係る非化石証書および毎年1月から12月までの間に非化石電源(再生可能エネルギー源を利用する電源を除く。)から発電された電気のうち、非化石電源としての価値を有する電気として経済産業省が認定したものの量に係る非化石証書をいう。以下同じ。)
- 2. 本取引所を通じて前項第2号または第3号の商品を売る行為は、地方税法第72条の2に規定される電気供給業に当たり、売り取引が成立した取引会員等(以下「売り手」という。)は同法に定める電気供給業を行う法人に課せられる事業税を支払わなければならない。



(取引単位等)

第11条 非化石価値取引市場取引の呼値、呼値の単位、取引単位、受渡単位および価格制限は、次のとおりと する。

呼値:1キロワット時あたりの価格

呼値の単位:0.01円

取引単位:1キロワット時受渡単位:1キロワット時

価格制限:制限を設ける場合は別に通知する

(取引スケジュール)

第12条 取引の実施スケジュールおよび第23条第8項に定める口座移動終了日は、商品毎に本取引所が定め 取引参加者に通知する。

2. 本取引所は、必要があると認められるときは、前項の規定にかかわらず、取引の実施日を変更する場合がある。この場合、本取引所は予め変更の内容を取引参加者に通知する。

(入札受付時間)

- 第13条 入札の受付時間は、取引実施日(売買の突き合せを行う日)の5営業日前から取引実施日の午後2時までの営業時間内とする。
 - 2. 入札内容は、前項に定める受付時間内であれば随時、取消または変更を可能とする。
 - 3. 本取引所は、やむを得ないと認める場合、第1項の入札受付時間を延長することができる。この場合、 本取引所は速やかに変更後の入札受付時間を取引参加者に通知する。
 - 4. 本取引所は、必要があると認めるときは、取引を臨時に停止する、または休止することができる。

(入札方法等)

- 第14条 取引参加者は、前条に定める入札受付時間内に、非化石価値取引システムに売買の別、希望する価格および量を指定して入力することにより入札を行うものとする。
 - 2. 前項の入札のうち、売り入札の量は、自らが発電し非化石証書として経済産業省の認定を受けた量を 上限とする。
 - 3. 第1項の買い入札において、非化石価値取引会員の加入申請資格が、非化石価値取引会員規程第2条第1項4号に該当する者は、第10条第1項第1号の商品以外は不可とする。
 - 4. 本取引所は、推進機関が認定した再生可能エネルギー電気の量(再エネ特措法第9条第4項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて発電された再生可能エネルギー電気の量をいう。(同法第15条の3の規定により決定した調整交付金の額の算定の基礎となるものに限る。))を推進機関より書面又は電子メールにて通知を受けた当該再生可能エネルギー電気の量の全量に相当する非化石証書を売り可能量として、非化石価値取引システムに入札する。
 - 5. 取引参加者は、約定の前後を問わず、他の取引参加者の入札内容を見ることはできない。
 - 6. 本取引所は、公正な価格形成または取引の決済を妨げるまたは妨げるおそれがあると認めたときは、 当該取引を行った取引参加者に対し、取引を制限することがある。

(約定)

第15条 約定処理は、次のとおりとする。



- (1) 第10条第1項第1号の商品についてはマルチプライスオークション方式(買入札量を入札価格別に積算し、買い入札価格の高いものから売り入札量分を約定とし、約定価格はそれぞれの買い入札価格とする方式)とする。
- (2) 同項第2号および第3号の商品はシングルプライスオークション方式(売買入札量をそれぞれ入札価格別に積算し、「売り入札」の量-価格線(以下「供給曲線」という。)と「買い入札」の量-価格線(以下「需要曲線」という。)を作成し、それらの交点の価格を約定価格、量を約定量とする方式。)とする。また、約定処理の結果、約定価格が一意に決定できない場合(供給曲線と需要曲線が複数点で交わる場合)における約定価格は、供給曲線と需要曲線の交点のうち、価格の最も安い点の示す価格とし、この場合における約定量は、供給曲線と需要曲線の交点のうち、量の最も多い点の示す量とする。なお、同一価格の入札量の一部のみ約定となる場合は、約定量を当該価格での入札量で按分することとする。

(約定の通知)

第16条 本取引所は、取引の約定結果を、速やかに当該取引参加者に通知するものとする。

- 2. 前項に基づき通知する内容は次の各号とする。
 - (1) 約定量
 - (2) 約定価格
 - (3) 約定合計金額
- 3. 第1項の通知をもって、取引が成立したものとする。

(取引の決済)

第17条 売買代金(約定量と約定価格の積)および売買手数料を決済対象とする。

2. 本取引所は、第9条の規定にかかわらず必要があるときは、推進機関または取引参加者に代って取引に対する債権について、当該債権を行使することができる。

(決済の時期)

- 第18条 取引の決済日は、第16条に規定する約定通知を行った日から起算して2金融機関営業日(銀行法に定める休日ではない日。以下同じ。)後に該当する日とする。
 - 2. 本取引所は、第10条第1項第1号の商品については売り代金(買い約定量と買い約定価格の積の合計額)を前項と同日に推進機関の指定する銀行口座に振り込むことにより決済する。

(消費税相当額)

- 第19条 本取引所は、売買代金に賦課される消費税相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税。以下同じ。)につき、売買代金とあわせて買い手から徴収し、売り手または推進機関に交付する。
 - 2. 前項の計算にあたっては、売買代金を課税標準とし、税率は受渡日のものとして算出した金額とする。

(売買手数料)

第20条 本取引所は、代金の徴収および交付にあわせて、売り手および買い手から売買手数料を徴収する。

- 2. 前項の売買手数料は、商品毎に本取引所理事会が定め、前年度3月末までに公開する。
- 3. 前項の売買手数料に賦課される消費税相当額は、当該売買手数料を負担する者が支払う。
- 4. 前項の計算にあたっては、売買手数料を課税標準とし、税率は取引日のものとして算出した金額とする。



(受け渡しの方法および日時)

- 第21条 第15条で約定した非化石証書の受け渡しは、本取引所で用意する取引参加者毎の非化石証書管理 口座で管理する量の増減によって行われたものとする。
 - 2. 前項の受け渡しは、第18条の決済の確認後に行う。

(公開する情報)

第22条 本取引所は、約定処理後速やかに、次の各号に定める取引に関する情報を公開する。

- (1) 約定量、売り入札量の合計および買い入札量の合計
- (2) 第10条第1項第1号の商品については約定最高価格、約定最安価格および約定量加重平均価格。 同項第2号および第3号の商品については約定価格
- (3) 入札参加会員数および約定会員数

(口座の管理)

第23条 本取引所は、取引参加者毎に所有する非化石証書量を管理する口座を用意し、管理する。

- 2. 前項の非化石証書は非化石証書の商品毎に管理するものとする。
- 3. 取引参加者は、自ら所有する非化石証書量を非化石価値取引システムを通じて確認できる。
- 4. 取引参加者は、取引所以外で非化石証書を販売する場合(小売電気事業者への販売、需要家への販売および電気の供給と併せての販売その他の他者への非化石証書の移転行為)、本取引所が別途定める様式に従ってその記録を管理しなければならない。
- 5. 本取引所は、取引参加者の希望により、前項の非化石証書の販売を証する書面の交付を行う。希望するものは、本取引所が別途定める様式に必要事項を記載のうえ、別途定める手数料を本取引所に支払う。
- 6. 第4項の記録は、当該商品の取引の終了後、1月以内に本取引所に提出しなければならない。
- 7. 本取引所は、必要に応じ第4項の記録の提出を求めることが出来る。
- 8. 本取引所は当該商品の取引の終了後、予め取引参加者に通知した日時をもって当該商品の口座管理量の移動を凍結し、取引参加者毎の当該商品の非化石証書量を関係する行政機関に提出するとともに、取引参加者毎に当該商品の非化石証書口座保有量を書面にて通知する。

(違約処理)

第24条 取引参加者が、本規程、本取引所非化石価値取引会員規程および本取引所取引規程に規定する事項に違反した場合、直ちにその旨を当該取引参加者に通告するとともに、当該取引参加者の本市場の取引を停止させることができる。本市場の取引を停止させる場合、当該取引参加者の約定処理前の入札は取り消される。

(市況の報告)

第25条 本市場の市況を一般公衆または新聞通信社等に報告する必要がある場合、本取引所がこれを行うものとし、取引参加者はこれに類する行為を行うことができない。

(情報の著作権)

第26条 本取引所が公表する情報の著作権は、本取引所に帰属するものとする。

(掲示事項)

- 第27条 本取引所は、次の各号に掲げる事項を本取引所が運営するインターネット上のウェブサイトに掲示する。
 - (1) 本取引所の各種規程



- (2) 取引日時の臨時変更または取引の臨時休止
- (3) 取引の制限等の変更
- (4) 前各号の他、本取引所が必要と認める事項
- 2. 前項各号の掲示期間は、第1号は規程が廃止されるまでの間、第2号および第3号はその目的の終了までの間、第4号については本取引所が都度定める。
- 3. 第1項の掲示があった後は、これらの掲示事項は既知の事実とする。

(天災地変等の場合の特別措置)

- 第28条 本取引所は、天災地変、経済状況の激変、その他やむを得ない事由により、取引参加者が本取引所の 取引市場における取引の履行をすることが不可能または著しく困難であると認めるときは、次の各号に 掲げる特別の措置をとることができる。
 - (1) 本規程に規定する売買代金の授受の日時を変更すること
 - (2) 前号に掲げる措置に付随する事項について適宜の措置を講ずること
 - 2. 取引参加者は、前項の規定により行う本取引所の措置に対して、異議を申し立てることができない。

(システム障害の特例措置)

- 第29条 本取引所は、利用するシステムの運用において、その時点における技術水準を前提とした最善の努力 を行うこととするが、次の各号に掲げる損害について、その責めを負わないものとする。
 - (1) 天災地変、その他不可抗力と認められる事由による取引注文の執行、金銭の授受、その他諸手続等の遅延または不能により生じた損害
 - (2) 通信回線、通信機器、インターネットまたはコンピュータシステム(ソフト・ハード)等の障害もしくは瑕疵によるデータ伝達遅延、不能、誤動作またはその他一切の不具合によって生じた損害
 - (3) 第三者による妨害、侵入または情報改変等によって生じたシステムの中断、遅滞、中止、データの消失等の損害
 - (4) システムにログインするためのユーザアカウントまたはログインパスワード等の漏洩、盗難等によって 悪意の第三者が取引参加者を装い行った取引によって生じた損害
 - (5) その他本取引所の責めに帰すことができない事由により生じた損害
 - 2. 取引参加者が所有する通信回線、通信機器またはコンピュータシステム(ソフト・ハード)等の障害もしく は瑕疵が発生した場合、取引参加者が自らの責任と費用負担によりそれを解決するものとし、本取引 所はその原因を調査する義務または解決するための義務を負わないものとする。

(本取引所の免責)

- 第30条 本取引所は、本取引所の責めに帰すべき事由により、取引参加者および取引参加者の関係者に損害を与えた場合には、直接損害に関してのみ、1億円を上限として損害賠償責任を負うものとする。ただし、故意または重過失による場合は、この限りでない。
 - 2. 前項の損害において、間接的損害については、本取引所は免責とする。

(臨機の処置)

第31条 本規程に定めのない事項で臨機の処置を必要とするときは、本取引所は、本規程の趣旨に準じてその 処置を定める。

(改定)

- 第32条 本規程は、法令の変更または本取引所が必要として認めた場合には、改定することができる。
 - 2. 本規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。



制定 平成30年4月19日

改定 令和2年3月26日

令和3年4月16日 令和3年10月27日

令和4年7月●日